別 時期	概要	基準等	窓口等
土地売買契約6か月 前まで	工業集積地域内における5,000㎡以上の土地取引について、売主は契約の6か月前までに市に届出。 市は工業集積の適正な土地利用の実現のため、必要な事項について助言を行う。	工業集積地域内における5,000㎡以上の土地取引	建築局 企画課 Tel:045-671-3628 【JNL'L/14F:中区相生町3-56-1】
大の前近守に因り	制段階で相談書を提出。	は区域面積3ha以上)	建築局 企画課 Ta:045-671-3628 <u>【UNL'I/L14F:中区相生町3-56-1】</u>
土地売買契約3週間 前までに	横浜市長に届け出ることが義務付けられています。地方公共団体等はその土地の買取を希望する場合、優先的に買取の協議を行うことができます。 (中出)横浜市内の200㎡以上の土地について地方公共団体等に買取を希望するときは、市長に申し出ることが		財政局 管財課 Ta.045-671-3977 【市庁舎4F:中区港町1-1】
土地売買等の契約日を含め2週間以内に	市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上の土地取引を行った場合、土地売買等の契約締結日を含めて2週間以内に買主が国土利用計画法に基く 届出要 。		都市整備局 企画課 Te:045-671-3953 【市庁舎6F:中区港町1-1】
各種法令手続の6 か月前までに	マンション等を開発する場合に保育施設等の設置について協力を要請する制度	200戸以上の大規模マンションを開発する場合、待機児童対策重点地域で①50戸以上200戸未満の共同住宅、②1フロア100㎡以上のテナントを保有するビルを開発する場合に保育施設等の設置について協力を要請する制度	こども青少年局 保育対策課 Ta:045-671-4220 【関内新井ビル5階】
業 技	前まで 土地取引前、または、横浜間発事業の側等の法でを が月前まで 土地売買契約3週間前まで 土地売買契約3週間前まで 土地売買契約3週間前まで 土地売買等の契約日を含め2週間以内に 各種法令手続の6	土地取引前、またに、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の設定は、市長に由し出ることができます。 本地売買契約3週間前まで 本地売買契約3週間前まで 本地売買契約3週間前までに 本地売買契約3週間前までに 本が原出)・一定の要件に該当する横浜市内の土地を有償譲渡しようとする場合、土地所有者は契約締結前に横浜市長に届け出ることが義務付けられています。地方公共団体等はその土地の買取を希望する場合、優先的に買取の協議を行うことができます。 本地売買等の契約日とかり、横浜市内の200㎡以上の土地について地方公共団体等に買取を希望するときは、市長に申し出ることができます。 本地売買等の契約日を含め2週間以内日本のでは、市街に調整区域5,000㎡以上の土地取引を行った場合、土地売買等の契約締結日を含めて2週間以内に買まが国土利用計画法に基く 届出要 。	土地売買契約6か月 前まで 工業集積地域内における5,000㎡以上の土地取引について、売主は契約の6か月前までに市に届出。

\Diamond	解体							
	3 建設リサイクル法等	届出	工事着手の7日前まで		・建築物の解体工事で延べ床面積80㎡以上は届出要(80㎡未満の解体工事も指導要欄により届出要)・建築物以外の工作物に関する解体工事(土木工事等)で請負金額500万円以上は届出要。	資源循環局 産業廃棄物対策課 Ta:045-671-3446、3449 【松村にJuBF:中区住吉町1-13】		
	7 中高層建築物条例	事前手続		現地に計画周知のにのの標識故画、近解性氏に説明製務。(安・近解性氏への説明具科争削配刊。) (Ma 28 の山宮區建築物等の建築計画の周知王緒に併せて行う)	中高層建築物等の建築に伴い、主要構造部が非木造(鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造)の既存建 築物の解体工事を行う場合、事前手続要。 (要件となる中高層建築物等の建築についてはMa.28を参照)	建築局 情報相談課 Ta:045-671-2350 【JNĽJL5F:中区相生町3-56-1】		
	3 大気汚染防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例	届出	横浜市生活環境の保全等に関		吹付け石線、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、石綿含有セメント建材(対象使用面積計1,000㎡以上)、石綿布の除去等の作業を行う際には、事前手続要。	環境創造局 大気・音環境課(大気担当) Tet:045-671-3843 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】		
	<u>騒音規制法、振動規制法</u>	届出	特定建設作業の開始の日の7 日前まで(届出日、作業開始日 を除く)			<u>環境創造局 大気・音環境課(騒音担当) Ta:045-671-2485</u> 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】		

| 10 敷地状況 | 11 道路調査 | 12 用途地域 | 13 建ペい率 | 13 商産地区 | 16 防火指定 | 17 日影規制等 | 17 日影規制等 | 18 高度地区 | 16 防火指定 | 17 日影規制等 | 18 高度地区 |

				neep. / www.ney.yoronama.ig.p/	
造成等					,
18 横浜市環境影響評価条例 (環境アセスメント)	事前手続	計画の立案段階。 第1分類事業:配慮書、方法 書、準備書、評価書、事後調書 計画書、事後調査結果報告書 等の提出。 第2分類事業:配慮書、判定届 出後に与続き要不要を判定し、 要の場合は第1分類事業と同 様も	ぼす影響について事前に配慮、調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を 聴ぐなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させるもの。	高層建築物(第1分類事業:高さ100m以上かつ延べ面積50,000m以上、第2分類事業:高さ75m以上100m未満かつ延べ面積50,000m以上、開発行為に係る事業(第1分類事業:市街化区域内20ha以上、市街化調整区域内10ha以上、第2分類事業:市街化区域内15ha以上20ha未満、市街化調整区域内7,5ha以上10ha未満は手続き要工場及び事業場、電気工作物、自然科学研究所、康業物処理施度、下水道終末処理場、運動施設・レクリエーション施設等の建設、工業団地・流通業務団地の造成、土地区画整理事業についても規模要件によっては手続き要。((※規模要件の詳細については窓口へお問い合わせください。)	環境創造局 環境影響評価課 Tel:045-671-2495 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
19 開発事業調整等条例	協議同意	届出:計画立案の前 協議:同意までに協議終了 同意:物件により、次のとおり 許可物件:許可申請の前まで に同意 大規模共同住宅:建築確認申 請の前までに同意	開発事業を行う場合、開発事業調整等条例の同意が必要。 「開発事業計画に関する同意書」交付後に開発許可申請・確認申請	・開発行為(市街化区域:500㎡以上、市街化調整区域:500㎡以上) ・開発行為とならない大規模な共同住宅の建築、商業・近商地域200戸以上、その他地域100戸以上) ・市街化開発区域における建築物の建築で、その敷地3,000㎡以上のもの(当該建築の用に供する目的で開発行為がおこなわれたものを除く。) ・斜面地開発行為(「地下室マンション条例」の内容も併せて審査) ・道路位置指定を伴う開発行為(市街化区域:500㎡未満、現状尊重型を除く)の場合。	建築局 【JNビル6F: 中区相生町3-56-1】 宅地審査膜(市街化区域) 「旭・保土ケ谷・瀬谷・泉・南]Ta:.045-671-4516 「港南・磯子・金沢・戸塚・栄1E:.045-671-4517 「緑・青葉・都気」 国。.045-671-4515 「鶴見・神奈川・西・中・港北]Ta:.045-671-4518 調整区域(市街化調整区域) Ta:.045-671-4521~2 建築局 情報相談課(大規模の共同住宅の建築) Ta:.045-671-2350 【JNビル5F: 中区相生町3-56-1】
20 大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の 協力要請に関する要綱	事前協議	調整等に関する条例第8条に	開発調整会議要網第7条に基づき提出された土地利用相談書により、保育施設等の必要性を判断し、必要がある場合には、開発事業者に対し、協力要請を行い、回答を求める。開発事業者からの回答書の内容等により、協議を行い、協議の結果についての確認書を開発事業者に交付する。	開発・建築行為(計画戸数200戸以上の共同住宅の建設、工業系用途地域内で工業系施設以外の開発・建築行為で、 敷地面積0.5ha以上、または、計画戸数200戸以上の共同住宅の建設。)	(総合窓口)こども青少年局 保育対策課 Ta:045-671-4220 【関内新井ビル5F:中区尾上町1-8】
21 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 (一定規模以上の土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	一定規模以上の掘削、盛土工事を行う場合は、届出が必要。行政の審査により、土壌汚染のおそれがあると判断された場合は、土壌調査が必要。土壌調査で汚染が判明した場合は、区域指定してされ規制を受ける。		環境創造局 水·土壌環境課 恒:045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
22 横浜市生活環境の保全等に関する条例 (特定有害物質使用等事業所における土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	特定有害物質を使用等している又はしていた事業所敷地内で、掘削、盛土工事(土壌の敷地外搬出を伴うものに限る。)を行う場合には、面積にかかわらず届出が必要。原則、土壌調査が必要となる。土壌調査で汚染が判明した場合は、区域指定してされ規制を受ける。		環境創造局 水・土壌環境課 Te:045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
23 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 (区域指定された土地の形質変更)	事前届出	工事着手の14日前まで	土壌汚染があり区域指定された土地で工事を行う場合は、届出が必要。工事に伴う土壌汚染の拡散を 防止するため、適切な施工方法(施工管理、工法選定)が求められる。.	「適切な施工方法」: ・汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散流出を防止すること ・汚染土壌が帯水層と接しないこと	環境創造局 水·土壌環境課 [a:045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
24 開発許可	許可	開発事業調整条例の手続終了 後	無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るとともに、開発行為に公共施設の整備等一定の水準を保たせることにより、安全で良好な宅地環境を整備することを目的としています。 『開発行為』を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可(開発許可)を受けなければなりません。 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事完了の公告があるまでの間は、原則として 建築物等を建築することができません。	- 開発区域が市街化区域では500㎡以上、市街化調整区域ではすべての区域 - 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 - 公共施設(道路、公園、排水施設、給水施設等)についての基準がある。 - 宅地の安全性、工事施行能力等についての基準がある。	建築局 <u>(JNビル6F: 中区相生町3-56-1)</u> 宅地審査課(市街化区域) [旭・保土ケ谷・瀬谷・泉・南]版:045-671-4516 [港南・磯子・金沢・戸塚・栄]版:045-671-4517 [線・青葉・都英] [84・青江-4515
25 宅造許可	許可	建築確認申請の前まで	災害の生ずるおそれのある市街地又は市街地になろうとする区域として横浜市が指定した宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行う場合には、市長の許可を受けなければなりません。	許可申請が必要な行為の基準 ・2mを超える切土、又は1mを超える盛土、切土と盛土を同時にして計2m超の崖ができるもの ・切土又は虚土する土地の面積500㎡を超えるもの。 擁壁の構造及び排水施設等の基準が定められている	「職長・御政」
26 風致地区条例(宅地の造成等)	許可	開発・宅造協議時	風致地区内で一定の造成工事等を行う場合。対象規模が開発・宅造と異なる場合があるので注意。		建築局 建築企画課 Ta:045-671-4526 【JNビル14F:中区相生町3-56-1】

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
27 道路位置指定	事前協議	開発事業調整条例の手続終了 後 (現状尊重型を除く)	500m未満の土地利用を図るため、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受ける。	・道路の指定を受ける場合は事前審査を受け、道路築造終了後指定 ・宅造計可、工作物申請を伴う場合は検査済証発行と同時に指定 ・開発計可対象とならない500m未満の土地に限る(市街化区域) ※ 平成25年7月から「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の手続が必要となっているので注意。	建築局【JNビル:中区相生町3-56-1】 ・現状草重型以外の場合 宅地審査膜(市街化区域)【JNビル6F】 「旭・保土ケ客・瀬谷・泉・前1瓦-045-671-4516 「港南・磯子・金沢・戸塚・栄1匹-045-671-4517 【縁 青葉・都筑】
28 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> 横浜市廃棄物埋立跡地利用に担当る指導要網	届出	着手の30日前(法のみ)	廃棄物が地下にある土地において、その土地の形質変更を行う場合、届出が必要。 届出前に事前協議が必要。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく「指定区域」として指定された土地・上記のほか、最終処分場跡地	資源循環局 産業廃棄物対策課 TeL045-671-2515 【松村ビル8F:中区住吉町1-13】

事前手続					
29 中高層建築物条例	事前手続	築確認申請や建築基準法等に基づく許可申 規地に計画周知のための標識設置、近隣住民に説明義務。(要・近隣住民への説明資 料事前配付。一定要件に該当する場合、建築主が出席する説明会の開催義務。)横浜 市意見書を建築確認申請に添付。		住居系地域:10m超·1,000㎡超·特定用途の建築等、非住居系地域:15m超·特定用途の建築等を行う場合、事前手続要。(※非木造の既存建築物の解体工事を伴う場合は、その解体工事計画についても事前手続要。Ma.7参照)	建築局 情報相談課 Ta::045-671-2350 【JNL'JL5F:中区相生町3-56-1】
30 都市計画施設区域内建築制限	許可	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申 請の前	都市計画決定線の位置確認手続及び、都市計画施設内で建築等を行う場合は都市計画法第53条(事業認可前)又は第65条(事業中)の 許可要 。(事業中は原則不許可)	許可基準(都市計画法第54条)・3階以下(地階を有しない)・木造、鉄骨造、コンケリートブロック造等・65条許可についてはお問い合わせください。	建築局 都市計画課 Tel:045-671-3510 【JNE'ル14F:中区相生町3-56-1】
31 狭あい道路拡幅整備事業(条例)	事前協議	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申 請の30日以上前	[整備促進路線]に接した敷地で建築等を行う場合、 事前協議要 。	整備促進路線沿いの土地(開発の許可を要する場合は協議不可)	建築局 建築防災課 Tel:045-671-4544_【JNL*ル12F:中区相生町3-56-1】
33 建築基準法第43条第1項ただし書き許可	許可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準法第43条1項ただし書きの規定により、同法の接道規定を満たさない敷地に対する許可。	現地整備状況の確認、幅員条件、建築条件	建築局 市街地建築課 Tal:045-671-4510_【JNL*/IJ5F:中区相生町3-56-1】
34 横浜市市街地環境設計制度	許可	建築確認申請の前(事前相談要)	容積率・高さ等の緩和を受ける場合。協議に相当期間を要するため注意。	 ・敷地規模及び空地率、前面道路幅員、公開空地率 ・建築審査会の同意必要(協議に相当期間要するので注意) 	建築局 市街地建築課 Ta::045-671-4525 【JNL**ル5F:中区相生町3-56-1】
35 一団地認定·連担建築物設計制度	認定	建築確認申請の前(事前相談要)	認定を受ける場合。認定区域内で増築を行う場合は再度認定要。	・認定基準あり、・認定区域内で増築を行う場合も手続き必要、・認定区域の確認は建築環境課窓口まで	建築局 市街地建築課 Ta::045-671-4525 【JNL**ル5F:中区相生町3-56-1】
36 建築基準法の許認可 (最低限數地規模·日影·道路内等)	許認可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準法の特例許認可を受ける場合。協議に相当期間を要するため注意。	・建築審査会の同意必要(協議に相当期間要するので注意) ・最低敷地規模、日影、道路内建築等については建築審査会包括同意基準あり	建築局 市街地建築課 Ta:045-671-4525 【JNL*/L5F:中区相生町3-56-1】
37 市建築基準条例等の許可 (路地状敷地・災害危険区域・接道等)	許可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準条例等の特例許可を受ける場合。	・路地状敷地については昭和47年7月1日以前の敷地が対象・災害危険区域については、崩壊防止工事施工済の場合は許可不要	建築局 市街地建築課 Tat:045-671-4525 【 <u>JNL*JN5F:中区相生町3-56-1】</u>
38 風致地区条例	許可	建築確認申請の前	風致地区内で建築物、工作物等の新·増築等、宅地の造成等、建築物等の色彩変更等 を行う場合に 許可要 。	・種別・第1種風致地区~第4種風致地区、・建ペレン率(20%~40%)、容積率、高さ ・角地緩和無 ・外壁後退(1m~3m)、意匠等	建築局 建築企画課 Tel:045-671-4526 【JNL:1/14F:中区相生町3-56-1】
39 福祉のまちづくり条例	事前協議	建築確認申請の40日(一部30日)以上前	指定建築物を新設、改修する場合は 事前協議要 (建築物以外は健康福祉局福祉保健 課)。	・(管公庁・福祉・医療・教育・集会・金融・公益)施設・理美容等(全施設)・物販店・飲食店・サービス店舗・興行施設・遊興施設(300㎡以上)・(宿泊・運動・展示・複合)施設・共同住宅・事務所・工場等(1,000㎡以上)	建築局 市街地建築課 Ta:045-671-4510【JNL'1/5F:中区相生町3-56-1】
40 CASBEE横浜(建築物環境配慮制度)	届出	建築確認申請の21日前 (特定外建築物は工事着手前)	建築物の建築に際して、建築主の総合的な環境配慮の取組を促す制度。	・床面積(増築又は改築: 当該部分床面積)の合計が 2,000㎡以上の建築物[特定建築物]・全ての用途が対象 ・床面積2,000㎡未満の建築物[特定分建築物]の場合は希望者のみ	建築局 建築企画課 Tel:045-671-4526 <u>【JNL*ル14F:中区相生町3-56-1】</u>
41 建築物省エネ法に基づく適合性判定・届出	届出	工事着手の21日前	対象建築物を建築する場合は計画書を提出要。	・延面積300㎡以上の建築物で、新築及び増築等が対象。(適合性判定は2000㎡以上の非住宅の新築等)	建築局 建築企画課 恒:045-671-4526 <u>【JNL*ル14F:中区相生町3-56-1】</u>
42 建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定	認定	工事着手の前	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「性能向上計画の認定(容 積率特例)」を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、建築物のエネルギー消費性能等を認定。	建築局 建築企画課 Ta::045-671-4526 【JNL*ル14F:中区相生町3-56-1】
43 バリアフリー法の認定	認定	建築確認申請の前(事前相談要)	特定建築物で利用円滑化誘導基準を満たす建築物を認定。協議に相当期間を要する ため注意。	·病院、劇場、集会場、百貨店、老人福祉施設、体育館、博物館、公衆浴場、サービス業店舗、停車場、公共車庫、公衆便所、公益建築物等	建築局 市街地建築課 Ta:045-671-4510【JNL'ル5F:中区相生町3-56-1】
44 長期優良住宅建築等計画の認定	認定	工事着手の前	長期優良住宅の普及促進に関する法律による認定を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、長期優良住宅としての性能等を認定。	建築局 建築企画課 Tel:045-671-4526 【JNL:1/14F:中区相生町3-56-1】
45 低炭素建築物新築等計画の認定	認定	工事着手の前	都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、低炭素建築物としての性能等を認定。	建築局 建築企画課 Ta:045-671-4526 <u>【JNL*/ル14F:中区相生町3-56-1】</u>
46 駐車場条例	届出	建築確認申請の前(事前相談要)	一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合は 専前協議層出要 。 (用途変更は増築・大規模修繕等を含む申請のみ対象)	・近商、商業、整備地区1,000㎡ ≦特定+非特定(共同住宅等を除ぐ)/2 ・住居系、工業系2,000㎡ ≦特定・附置台数・駐車ます・出入口・車路・配置等の基準有り	建築局 市街地建築課 Tat:045-671-4510
47 駐車場法	届出	工事着手の前(事前相談要)	駐車ます部分の面積が500㎡以上で一般公共の用に供される有料駐車場は 層出要 。	・出入口位置・車路幅員及び回転半径・設備等の構造基準有り	都市整備局 都市交通課 Ta:045-671-3853 <u>【市庁舎6F:中区港町1-1】</u>
48 ワンルーム形式集合建築物指導基準	届出	建築確認申請時	7ンルーム建築物で階数2以上の7ンルーム形式住戸(10戸以上)の場合は対象。	・外壁後退廃地:50cm以上)・住戸最小面積18㎡ ・天井高2.3m以上、界壁設置、管理人室(30戸以上)・12直場、自転車直場(50%)、駐車場(30%)等	建築局 情報相談課【JNL*ル5F:中区相生町3-56-1】 Tel:045-671-2953
49 市街化調整区域内の建築許可	許可	建築確認申請の前 (敷地面積が3,000㎡以上のものは開発事業調整条例の手続終了後)	建築行為を行う場合、原則として都市計画法第43条 許可要 。	市街化調整区域内での建築物の建築は、原則として開発審査会提案基準等に該当する必要あり。	建築局 調整区域課 <u>【JNL'/L/6F:中区相生町3-56-1】</u> Ta::045-671-4521~2
50 建築協定	事前協議	計画立案の前	建築等を行う場合は建築協定運営委員会に 連絡・事前協議要 。	・建築物に関する基準は建築協定ごとに規定(敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備) ・建築協定に適合していることが必要	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎8F:中区港町1-1】 [下記を除く地区] 地域まちづくり課 Ta.045-671-2667
51 地区計画(地区計画等区域内の行為の届出・事前相談、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物等の制度に関する条例に基づく建築物等の形態意匠の設定申請)	届出• 認定申請	(届出)工事に着手する日の30日前まで(建築 確認申請を伴う場合、建築確認申請の前) (認定申請)建築確認申請の前	建築等を行う場合は 届出要 。 形態意匠の制限を条例に位置づけている場合は 認定申請も要 。	- 用途、敷地規模、高さ、外壁後退、形態意匠、住戸規模等 - 地区整備計画に適合していることが必要	 [関内・関外機浜駅周辺新機浜駅周辺京浜臨海部] 都心再生課 [a:045-671-2673, 2683] 「かなとみらい21地区」 みなとみらい21推進課 [a:045-671-3516] 「青葉区区政推進課 [a:045-978-2217] 【青葉区役所:青葉区市ケ尾町31-4】
52 地域まちづくり推進条例(地域まちづくりブラン、地域まちづくりルール)	事前協議・ 届出	(事前協議)プランは計画立案の前、ルールは 届出の前(届出)建築等の確認申請等をしよう とする日又は工事に着手する日の30日前まで	建築等を行う場合は地域まちづくり組織に 連絡・事前協議要 。 地域まちづくリルール区域内の場合は 届出も要 。	 ・内容は地域まちづくりブランごと、地域まちづくりルールごとに規定(用途、敷地規模、高さ、外壁後退等) ・地域まちづくりブランとの整合に配慮していること、地域まちづくりルールに適合していることが必要 	[旧 いえ・みち まち改善事業地区] 防災まちづくり推進課 恒.045-671-3595 【市庁舎7F・中区港町1-1] * 建築協定に関する協議先は、各建築協定運営委員会 * 地域まちづくリプラン・ルールに関する協議先は、認定を受けた各地域まちづくり組織
53 街づくり協議地区	事前協議	計画立案の前	建築等を行う場合は 事前協議要 。	・協議内容は地区ごとに規定(共同化、壁面後退、環境、駐車場、景観デザイン、緑化等) ・協議書(案内図、配置図、平面図、立面図、所面図)	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。 <u>【市庁舎6F:中区港町1-1】</u> 「下記を除く地区」 地域まちづくり課 la.045-671-2667 関内・関外、新模法原限周辺都の再生課 la.045-671-2673,3858 [模浜原周辺、京浜協海部都心再生課 la.045-671-2673,3858 (検浜原周辺、京浜協海部都心手生課 la.045-671-2673,3858 [市安広みらい21地区)かなとみらい21推進課 la.045-671-3516 [青葉区 青葉区区放推進課 la.045-978-2217 【青葉区役所:青葉区市ケ尾町31-4】 「市街地整理書業周辺1市街地整備推進課 la.045-671-3513、3799、3519、3513、3738、4009[市庁舎6F:中区港町1-1]
54 山手地区景観風致保全要網	事前協議	建築確認・許可申請、風致地区内行為許可申請、営業許可申請の前	建築物、工作物、土木構造物の新築、増築、改修、塗替、開発、宅造は 事前協議要 。	・建築物用途、高さ、景観線化、眺望、色彩、形態、外観広告物、サイン)、営業時間等 ・申請書、案内図、配置図、平面図、立面図(着色)	都市整備局 都心再生課 Tel:045-671-2673 <u>【市庁舎6F:中区港町1-1】</u>
55 景観計画区域内の届出	届出	関内地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築、増築や外観変更 ** 等・ライトアップを行う場合に 国出要。 みなとみらい21中央地区において建築物の新築、 増築すられま物で電本を介う機会に国 出要。		・関内地区: 形態意匠、最高高さ、壁面の位置の指定、特定照明 ・みなとみらい21 中央地区: 形態意匠、高さ、壁面の位置の指定 ・みなとみらい21 新港地区: 形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明 (対象行為や提出書類等については右記また制門とせぐださい。)	[関内地区] 都市整備局都心再生課 16.045-671-2673 [みなとみらい21中央地区] 都市整備局みなとみらい21推進課 16.045-671-3516 都市整備局 【市庁舎6F:中区港町1-1】
56 都市景観協議地区	事前協議	設計の早い段階(計画立案時)	関内地区・みなとみらい21中央地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築・増築、外観変更、屋外広告物の表示等を行う場合に事前協議要。	差力ある都市景観の創造のため、設計の指針を地域毎に定めています。 (対象行為や提出書類等については右記までお問合せください。)	[みなとみらい21新港地区] 賑わい振興課 Te:045-671-7342 港湾局 [産業貿易センター5F:中区山下町2]
57 土地区画整理区域内建築制限	許可	確認申請前又は許可申請前	事業区域内で建築等を行う場合は都計法第53条(土地区画整理事業認可前)又は土地 区画整理法第76条(認可後) 許可要 。	- 土地の形質の変更 - 建築物の新婆- 増築- 改楽等 - 5トン以上の物件設置、堆積	都市整備局 [市庁舎6F:中区港町1-1] 都心再生課 Ne.045-671-3858 市街地整備推進課 Ne.045-671-3513 [二ツ橋北部地区 (53条件可)市街地整備推進課 Ne.045-671-3513 (76条許可)ニツ橋北部土地区画整理事務所 Ne.045-363-3110 [金沢八景駅東口地区] 金沢八景駅東口開発事務所 Ne.045-782-7321

項目	種 別	時 期	概要	基 华寺	窓口等
58 ごみ集積場所設置基準	事前協議	計画立案の前	ー戸建て住宅及び共同住宅の建築に伴い、ごみ集積場所を設置する場合は 事前協議 要。	ごみ集積場所設置基準に基づく。	資源循環局 各区収集事務所 下記HPをご参照ださい。 http://www.city.yokohama.lgjp/shigen/sub-soshiki/jimusho/
					資源循環局 業務課 Ta.045-671-2551 【松村t'ル6F:中区住吉町1-13】
59 開発行為に伴うごみ集積場所に関する要組	事前協議	計画立案の前	開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅を建築する場合は 事前協議要 。	都市計画法による開発許可の手引、開発行為に伴うごみ集積場所に関する要綱、ごみ集積場所設置基準に基づく。	資源循環局 各区収集事務所 下記HPをご参照(ださい。 http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/
80 マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領	届出	計画立案時	原則50戸以上(戸建住宅は30戸以上)の住宅等を建築する場合は 層出及び事前協議 要。	・建設時期、入居時期、物件情報 ・独身寮等、住戸専有面積30㎡以下は除外	教育委員会事務局 学校計画課 Ta::045-671-3252 【 <u>関内駅前第一::ル3F:中区真砂町2-12】</u>
31 工業地域及び準工業地域の共同住宅建築指導基準	事前協議	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申 請の概ね3ヶ月以上前	敷地面積が500㎡以上の共同住宅・寮等の新築を行う場合は 事前協議要 。	*(店往環境、郁甲環境、生性環境/00体主指區	経済局 ものづくり支援課 Ta:045-671-2597 【関内中央ビル5F:中区真砂町2-22】
32 集合住宅等の防音対策指導	届出	建築確認申請の前(中高層手続きと並行して)	幹線道路、鉄道沿線地域等で集合住宅を建設する場合は 防音対策要 。	・幹線道路(高速自動車道、自動車専用道路、一般国道の一部、鉄道沿線)50m以内 ・住居系(H10m以上or4F以上)、非住居系 (H15m以上or5F以上)・開発面積0.1ha以上の開発事業	環境創造局 大気・音環境課 Tel:045-671-2485 【 <u>関内中央t'/l8F:中区真砂町2-22</u> 】
63 事業用大規模建築物廃棄物等保管場所設置の届出	事前協議	計画立案の前	大規模建築物を建設する場合、 事前協議 (計画立案時) と開出 (確認申請前まで)が必要。	・事業の用に供する部分の延床面積が3,000㎡以上 ・大店立地法に規定する大規模小売店舗・小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延床面積が500㎡を超え1,000㎡以下	資源循環局 一般廃棄物対策課 Te.045-671-3818 【 <u>松村t'l.N8F:中区住吉町1-13】</u>
6 <u>4 建築物の緑化協議</u> (緑の環境をつくり育てる条例 <u>)</u>	事前協議	建築確認申請の前	建築確認申請前に、緑化協議の通知書を取得。敷地面積500ml以上。	・敷地面積500㎡以上の全ての建築行為	【工業港区を除く臨港地区(うち新港地区)】 港湾局 賑わい振興課 16:045-671-2888 【産業貿易セクタービル:中区山下町2】 【工業港区を除く臨港地区(うち新港地区以外)】 港湾局 管財第一課 16:045-671-7083 【産業貿易セクタービル:中区山下町2】 【上記を除く市内全域】 環境創造局 みどリアップ推進課 16:045-671-3946
65 緑化地域制度	適合証明・	建築確認申請の前	建築行為の事前に、緑化施設適合証明通知書を取得し、建築申請に添付。(住居系用 涂地域で敷地面積500m以上)	・敷地面積500㎡以上の建築物の新築、増築(住居系用途地域内) ・緑化率10%以上	【関内中央ビル6F:中区真妙町2-22】 環境創造局 みどりアップ推進課 Te:045-671-3946 【関内中央ビル6F:中区真砂町2-22】
66 地区計画条例緑化率の制限	適合証明・	建築確認申請の前(地区計画区域内の届出 前)	建築行為の事前に、緑化施設適合証明通知書を取得し、建築申請と地区計画区域内 の届出に添付。	・条例により線化率の制限が適用になる区域内での建築物の新築、増築 (地区計画区域内) ・対象となる敷地面積、線化率は地区計画に規定	環境創造局 みどりアップ推進課 Ta:045-671-3946 関内中央ビル6F:中区真砂町2-22
67 屋外広告物条例	許可	事前に規制内容が確認されている場合は、 設置の1か月前	屋外広告物を表示又は設置する場合、許可要。ただし、自家用広告物の総面積が10㎡ 以下のものは除く。(一部地域は5㎡以下)	·禁止地域、禁止物件、禁止広告物等有り	Ta: 045-671-2648~9 【市庁舎6F:中区港町1-1】
88 臨港地区内行為届出	届出	工事着手の60日前	建設(新設・増設)又は改良の行為をしようとする場合(敷地面積5,000㎡以上又は床面積2,500㎡以上)は、行為の 居出要 。	•位置、種類、施設使用計画、輸送計画、廃棄物量処理計画	港湾局 管財第一課 Ta::045-671-7083 <u>【産業貿易センタービル:中区山下町2】</u>
9 横浜港臨港地区内の構築物建設届	届出	建築確認申請の前	構築物を建設する場合は 協議と届出 が確認申請前に必要。	・(商・工業・マリーナ・修景厚生)港区毎の用途制限 ・事業概要、施設用途、海上輸送の割合	港湾局 管財第一課 Tel:045-671-7083 【産業貿易センタービル:中区山下町2】
70 みなど色彩計画事前協議	届出	工事着手前	みなと色彩計画区域(横浜港臨港地区と、これに隣接するみなとみらい21地 区、金沢海の公園地区、金沢工業団地地区等)で建築工事・塗装工事を行う場合は工事着手前に事前協議が必要		【新港地区】 港湾局 賑わい振興課 Ta:045-671-2888 【産業貿易センタービル:中区山下町2】 港湾局 管財第一課 Ta:045-671-7083 【産業貿易センタービル:中区山下町2】
71 浄化槽設置基準	事前協議	建築確認申請の前	下水道未処理区域で建築等を行う場合は浄化槽設置事前協議要。	・浄化槽設置計画書3部(併願手続)・浄化槽設置届出書2部(別願手続)・添付書類(構造図、案内図、配置図、平面図、流末調書)	資源循環局 一般廃棄物対策課 Tel:045-671-2547 【 <u>松村ビル8F:中区住吉町1-</u>
2 受水槽設置基準	事前協議	建築確認申請の前	受水槽で飲料水を供給する建築物は 事前協議 が必要(1戸建住宅を除く)。	・設置個所、点検スペース、安全対策、水槽構造等・口径75以上の給水工事の場合は各給水維持課へ	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
73.工場立地法	届出	着工の90日前(申請により30日まで短縮可能)	(製造業等工場、事業所)敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積3,000㎡以上の新、増設 等 届出要 。	・特定工場の敷地面積、建築面積 ・特定工場の生産施設面積、緑地面積、環境施設面積 ・特定工場の環境施設配置	経済局 企業誘致·立地課 Ta:045-671-2590 【関内中央ビル5F:中区真砂町2-22】
74 大規模小売店舗立地法	事前手続	出店概要書の早期提出は、建築確認申請の3 ケ月前又は届出の3ケ月前 開店・変更は届出から8ケ月制限あり	大規模小売店舗の新設又は一定の店舗面積となる変更を行う場合は、 出店概要書の 早 期提出 。提出後1か月以内に 事前説明会等の開催 。	・大規模小売店舗(小売店舗面積が1千㎡超)を新設する場合、店舗面積の増加又は建替えで6千㎡以上又は2倍以上の店舗面積に変更する場合。 ・上記条件に限らず、大規模小売店舗の開店や変更は届出から8ケ月の制限あり。	経済局 商業振興課 Ta:045-671-2598 【 <u>関内中央ビル5F:中区真砂町2-22】</u>
75 建築物衛生環境確保(ビル管法)	事前協議	建築確認申請の前	特定建築物を建築する場合は確認申請前に 事前協議、届出要 。	·延面積(3,000m)以上)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、研修所、専修学校、専門学校等 (学校教育法1条学校は8,000m)、旅館	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
76 「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に関する相談	-	-	保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、多数の市民が利用する建築物の建設(新築・改築・ 改修等)を行う場合は、ガイドラインに沿ったシックハウス対策を行う。	・使用建材等の配慮 ・適正換気量の確保 ・揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
77 旅館業施設の事前審査	事前審査	建築確認申請の前	旅館業施設を建築する場合は、建築確認申請前に外観等の基準の事前審査 及び周辺の学校等への電見照会等を行う。	・旅館業施設の外観基準等の事前審査(旅館外観等調整会議の開催) ・周辺の学校等に対する意見照会	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
78 急傾斜地崩壊危険区域内の建築許可	許可	申請から許可まで土日祝日を除き20日	水の放流、停滞行為、工作物設置、改造、切土、盛土、立木伐採等の行為は 許可要 。	・区域を用途地域図等で確認・崩壊防止工事の施工有無を確認・施工内容確認(擁壁、法面保護、落石防止フェンス等)	神奈川県 横浜川崎治水事務所 Te:045-411-2500 【西区岡野町2-12-20 横浜西合同庁舎】
79 大規模施設県警協議	事前協議	計画立案の前	延面積10,000(百貨店等は売場面積3,000) m以上等の指定建築物を建築する場合は事前協議要。	・延面積10,000(百貨店等は売場面積3,000)㎡以上 ・百貨店等店舗・ホテル・事務所・病院・劇場 ・その他特に必要と認められる建築物	神奈川県警察本部 交通規制課道路協議担当 Ta:045-211-1212(代表) 【中区海岸通2-4】
30 送電線付近の建築制限	事前協議	建築確認申請の前に協議	送電線周辺で宅地造成、建築、ケルーン車輌等使用工事を行う場合は 事前協議 要。	・水平距離:建築限界線(3m) ・離隔距離(3.0~6.6m) ・施工時に保全管理確認と安全協議を行う	東京電力 東京電力 東京電力 本奈川カスタマーセンター 16: 0120-99-5772若しくは045-394-2176
31. 防災計画	事前協議	建築確認申請又は認可申請の前	は地階が2,000㎡超)の場合、 事前協議要 。	・人規模核合用述建築物(合々の用述の床面模10,000m超又は避難施設を共用する床面模の合計が20,000m超)	建築局 建築指導課(意匠担当) 【JNビ/JF: 中区相生町3-56-1】 Ta.045-671-4552
82 電波伝搬障害防止制度(電波法)	届出	工事着手前	建築物の高さ(31m超)で、電波伝搬障害防止区域内に建築する場合、 届出 要。	建築物の高さは、PH、高架水槽、広告塔、エレベータ機械室等屋上突出物(避雷針を除く)を含めた、最高部までの高さ。	総務省関東総合通信局無線通信部陸上第一課電波伝搬障害担当 🕮:03-6238-1
83 特定都市河川浸水被害対策法	許可	雨水浸透阻害行為を行なう前	特定都市河川等に指定された区域で一定規模(1,000m2)以上の雨水浸透阻害 行為を行なう場合は 許可要。	特定都市河川等に指定された区域	道路局 河川計画課(開発協議担当) Ta:045-671-2898 【関内中央ビル4F:中区真砂町2-22】
84 再生可能エネルギー導入検討報告制度	報告	建築確認申請の21日前	再生可能エネルギーの導入を検討し、検討結果の報告が必要	・床面積(増築又は改築の場合: 当該部分床面積)の合計が 2,000㎡以上の建築物を新築、増築又は改築する場合	環境創造局 環境エネルギー課 Tel:045-671-2675 【関内中央ビル6F:中区真砂町2-22】
85 地域冷暖房推進指針	届出	建築確認申請又は都市計画法第32条の 規定に基づく協議開始前まで	地域冷暖房推進地域内で一定規模以上の建築等を行う場合に届出が必要	・延べ面積20,000㎡以上の建築物の建築(改築含む)、又は地域冷暖房推進地域を1ha以上含む区域の開発	環境創造局 環境エネルギー課 Te:045-671-2675 【関内中央ビル6F:中区真砂町2-22】
00 -0-W/1-W// 1E/E/18 FI					

	l l					
Ī	確認申請					
	37 建築基準法	確認	建築確認申請時			建築局 建築指導課(本市に確認申請の場合)(本市に確認申請の場合) (JNE)ルF:中区相生町つ-56-1) 指導担当(小・中規模)に405-671-4531 構造担当 16.045-671-4536 意匠担当(大規模 5F以上または3,000㎡以上) 16:045-671-4552
1	38 市建築基準条例	確認	建築確認申請時			・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
	39 斜面地建築条例 (地下室マンション条例)	確認	建築確認申請時	共同住宅・長屋の地下室建築物の建築の制限。 (斜面地開発行為の制限の場合は、15へ)	・地下室建築物:第1種高度地区では階数5以下 第2種高度地区では階数6以下	建築局 建築指導課(指導担当) Ta.045-671-4531 [JNビル7F:中区相生町3-56-1] ・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
	90 横浜都心機能誘導地区建築条例	確認	建築確認申請時	関内駅及び横浜駅周辺の誘導地区における住宅等の用途を制限	・業務・商業専用地区・住宅等の立地を禁止 ・商住共存地区・住宅等の容積率を300%に制限 ・商住共存地区において、住宅等に誘導用途を併設した場合は市街地環境設計制度による緩和あり	・建築局 建築企画課 【JNE:/µ14F: 中区相生町3-56-1】 直:045-671-2933 ※市街地環境設計制度による緩和は市街地建築課 Ta:045-671-4525 【JNE:/µ5F: 中区相生町3-56-1】
	01 特別工業地区建築条例	確認	建築確認申請時	島浜工業地区及び金沢産業団地周辺の特別工業地区における住宅等の用途を制限	-特別工業地区:住宅等の立地を禁止	・建築局 建築指導課(本市に確認申請の場合) (JNE:JnF:中区租生期3-56-1] 指導担当(小・規模 4F以下かつ3,000㎡以下)恒:045-671-4531 憲正担当(大規模 5F以上または3,000㎡を超える)厄:045-671-4552
	02 地区計画条例	確認	建築確認申請時	建築物等の制限		構造担当 Ta:045-671-4536 - 各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
	33 <u>消防法·火災予防条例</u>	同意	建築確認申請時		- 消防同意事務区分(危険物規制は含まない) (消防長扱い)階数5以上、又は延べ面積3,000㎡超の建築物 (消防署長扱い) 階数4以下、かつ、延べ面積3,000㎡以下の建築物	(消防長扱い) 消防局 指導課(消防設備担当) Ta.045-334-6633 【保土ケ谷区川辺町2-9】 (消防署長扱い) <u>所轄消防署</u>
	04 下水道法·条例(排水設備)	確認	建築確認申請時	敷地内の排水設備(水洗便所改造)計画の事前確認要。	・排水設備の新設、増設および改築等を行うとき ・地下排水槽、ディスポーザ排水処理システムの新設するとき ・手続きは各区土木事務所	環境創造局 管路保全課 Ta:045-671-2829 <u>[開内中央ビル7F:中区真砂町2-22]</u> 各区土木事務所

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
建築工事					
					・建築局 建築指導課 (本市申請の場合) 【JNE*ル7F:中

	1± //1	h.j 391	W X		76. T. 17
建築工事					
95 工事監理者等の届出	届出	工事着手の14日前までに	(建築主事の検査物件)		- 建築局 建築指導課 (本市申請の場合) 【JNE'ル7F: 中区相生町3-56-1】 [E.045-671-453]
6 山留め施工計画概要書・施工図	報告	当該工事着手の7日前までに	高さ3mを超える根切り工事		- 各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合) 建築局、建築指導課(構造担当) To.045-671-4536 【JNビル7F:中区相生町3-56-1】
7 山留め施工計画書・施工図	報告	当該工事着手の7日前までに	高さ5mを超える根切り工事	一戸建て住宅の場合、山留め等の構造計算書が必要	建築局 建築指導課(構造担当) Tel:045-671-4536 【JNドル7F: 中区相牛町3-56-1】
8 杭工事の施工結果報告書	報告	1回目中間検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)杭工事を行なう建築物		「リング・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1
9 コンクリート工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は 床面積500㎡以上		Lync / / / 7: 中区相生町3-36-1 建築局 建築指導課(構造担当)
00 コンクリート工事の施工結果報告書	報告	中間·完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は 床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) Ta:045-671-4536 【JNビルア: 中区相生町3-56-1】
01 鉄骨工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は 床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) Ta::045-671-4536 【JNビルア: 中区相生町3-56-1】
02 鉄骨工事の施工結果報告書	報告	中間·完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は 床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) To:045-671-4536 【JNL*ル7F:中区相生町3-56-1】
03 建設リサイクル法	届出	工事着手の7日前まで	特定建設資材を使用する一定規模以上の新築工事等に事前 届出、分別解体等、再資源化等を義務付け。	・建築物の新築・増築工事で延べ床面積500㎡以上は届出要。・建築物の修繕・模様替等工事は請負金額1億円以上で届出要。 ・建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)で請負金額500万円以上は届出要。	資源循環局 產業廃棄物対策課 [a:045-671-3446、3449 【松村ビル8F:中区住吉町1-13】
04 道路占用許可	許可	道路占用の概ね21日前までに	道路法の区域線内にある道路敷に工作物等を設置して占用する場合	横浜市道路占用許可基準(道路法32条) - 占用目的、占用物件種類·敬重、占用期間 - 工事施工方法、道路の復旧方法	各区土木事務所 又は 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 Ta.045-311-2981 【神奈川区三ツ沢西町13-2】
05 中間検査	予約	中間検査予定日の2週間~10日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)	延べ面積50㎡以上(横浜市建築基準法施行細則第17条参照)	・木造の建築物及び非木造 (混構造含む)で階数1かつ延べ面積200㎡以下の建築物⇒建築指導課(意匠担当) ・非木造 (混構造含む)で階数2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物⇒建築指導課(構造担当)	・建築局 建築指導課【JNビル7F:中区相生町3-56-1】 4号建築物など(指導担当)配45-671-4531 4号建築物なり(構造担当)配45-671-4536 ・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
<u>106 完了検査</u>	予約	完了検査予定日の2週間~10日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)			・建築局 建築指導課(本市に確認申請の場合) 【JNE/JF: 中区相生町3-56-1】 指導担当(ハ・中規模 4F以下かつ3,000㎡以下)直:045-671-4531 意匠担当(大規模 5F以上または3,000㎡を超える)直:045-671-4552 構造担当直:045-671-4536 - 各指定値数段を振関 指定確認検査機関に確認申請する場合)
07 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 一定規模以上の土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	一定規模以上の掘削、盛土工事を行う場合は、届出が必要。 行政の審査により、土壌汚染のおそれがあると判断された場合 は、土壌調査が必要。土壌調査で汚染が判明した場合は、区 域指定してされ規制を受ける。	「一定規模」:2,000m2 「土壌汚染のおそれがあると判断」される土地:①特定有害物質を使用等していた工場等の跡地、②特定有害物質を含む固体や液体が埋められた土地、③過去の調査で土壌汚染が判明し、汚染土壌が残置されている土地、④その他	環境創造局 水·土壌環境課 [el.045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
08 横浜市生活環境の保全等に関する条例 特定有害物質使用等事業所における土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	特定有害物質を使用等している又はしていた事業所敷地内で、 掘削 産土工事(土壌の敷地外搬出を伴うものに限る。)を行う 場合には、面積にかかわらず届出が必要。原則、土壌調査が 必要となる。土壌調査で汚染が判明した場合は、区域指定して され規制を受ける。	_	環境創造局 水·土壌環境課 Tel:045-671-2494 【関内中央t'ル8F:中区真砂町2-22】
09 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 区域指定された土地の形質変更)	事前届出	工事着手の14日前まで	土壌汚染があり区域指定された土地で工事を行う場合は、届出が必要。工事に伴う土壌汚染の拡散を防止するため、適切な施工方法(施工管理、工法選定)が求められる。.		環境創造局 水·土壌環境課 [E:045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
10 公共下水道一時使用許可申請	事前届出	工事着手の30日前まで	エ事現場の排水を一時的に公共下水道に放流する場合は、各 土木事務所に申請し、許可を受ける。	・許可申請は各土木事務所に行う。 ・環境創造局経理経営課で下水道使用料を徴収する。	各区土木事務所
11 公共下水道付近地掘削届出	事前届出	工事着手の31日前まで	公共下水道の付近地を掘削する工事をする場合は、各土木事 務所に届出をします。	土木事務所から交付される「付近地掘削にかかわる指示書」に従って掘削工事を行う。	各区土太事務所
他法令	•				

他法令					
112 旅館業法	許可	建築工事完了後	旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業)の営業 を行う場合は 許可要 。	・申請者適格要件 ・周辺の学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。 ・構造設備(外観、客室、玄関帳場等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
113 公衆浴場法	許可	建築工事完了後(一般公衆浴場の許可申請は、建築工事着手前)	公衆浴場(銭湯、サウナ等)の営業を行う場合は 許可要 。	・設置場所の適正配置基準(一般公衆浴場のみ) ・構造設備(入浴設備、脱衣室、消毒設備等) ・ゴルフ場クラブハウス、スーパー銭湯の浴場等も対象	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
114 興行場法	許可	建築工事完了後	興行場(映画館、劇場等)の営業を行う場合は 許可要 。	・興行場:映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、又は観せ物を公衆に見せ又は聞かせる施設 ・構造設備(換気・空調設備、照明設備、便所等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
115 理容師法·美容師法	届出	建築工事完了後	理容所、美容所を開設する場合は事前の 届出要 。 (施設基準等あり。)	・理容師(美容師)の設置 ・構造設備(消毒設備、採光・照明、換気等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
<u>116 クリーニング業法</u>	届出	建築工事完了後	クリーニング所を開設する場合は事前の 届出要 。 (施設基準等あり。)	・クリーニング師の設置(取次店を除く) ・構造設備(採光、換気、洗濯物の保管設備等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
117 動物の愛護及び管理に関する法律	登録	建築工事完了後	動物取扱業を営む場合は事前の登録要。	·申請者適格要件 ·動物取扱責任者の設置 ·使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
118 建築物衛生法(ビル管理法)	届出	建築物使用開始後	特定建築物を使用開始する場合は 届出要 。	·廷面積(3,000㎡以上)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、研修所、専修学校、専門学校等(学校教育法1条学校は8,000㎡)、旅館	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
119 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)の届出受付	届出	事業開始前	住宅宿泊事業(民泊)を行う場合は事前の届出要。	・設備要件 ・居住要件 ・申請者の適格要件 など	健康福祉局生活衛生課 Ta:045-671-2447 【関内駅前第二ビル4F:中区港町2-9】
120 横浜市下水道条例	申請	開発:32条協議前 宅造:許可申請前 建築:確認申請前	横浜市下水道条例に規定する一般下水道の改廃を行う必要が ある場合は申請・協議が必要	・水路の受納及び廃止基準 ・水路変更手続要綱 ・開発行為に伴う水路に関する手続要綱	道路局河川管理課 Ta:045-671-2856 【関内中央ビル4F:中区真砂町2-22】
121 河川法・横浜市下水道条例	許可	占用の概ね25日前	河川区域、保全区域・水路敷内で工作物を新築、改築、除却する場合等は河川管理者の 許可要 。	·河川・水路の特許使用(流水占用、土地占用、土石等採取)権 ・私権制限(新築、改築、除却許可)、完成検査 ・(土地形状変更、竹木の植栽伐採流送等)許可	国土交通省京浜河川事務所(Ta.045-503-4000)[鶴夏区鶴見中央2-18-1] 神奈川県横浜川崎治水事務所(Ta.045-411-2500)[西区岡野2-12-20] 道路局河川管理課 Ta.045-671-2855 【関内中央ビル4F:中区真砂町2-22】 各区土木事務所
122 風営法	許可	建築物完成後。概ね55日要す。	風俗営業を営む場合は県公安委員会の 許可要 。	・申請者の要件、営業制限区域 ・営業所の構造設備基準 (客室面積、踊り場面積、照度、見通し、営業時間等)	所轄警察署
123 建築物省エネ法に基づく基準適合認定	認定	工事完了後	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「エネルギー消費性能基準の適合認定」を受ける場合。	・建築物のエネルギー消費性能基準	建築局 建築企画課 Te:045-671-4526 【JNL*/J14F:中区相生町3-56-1】

(

使用				
124 建築物の定期報告			一足が伏さ起える共11億、未去傷、小ナル、脈出、柄灰、砂豚が、日見冶、物脈治、以及治、固主にナオ治、旧冶さ汁ナ価性肥故寺の建築物	提出→建築局 建築指導課 定期報告受付窓口 相談→建築局 建築指導課 建築安全担当 Ta:045-671-4539 【JNビ"ル7F:中区相生町3-56-1】
125 建築設備(昇降機等)等の定期報告	報告	建築基準法施行令第16条及び横浜市建築基準条例を行列別第7条金図	・建築設備、防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等 に設置されている建築設備及び防火設備 ・昇降機・遊戯施設 全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)	提出→建築局 建築指導課 定期報告受付窓口 建築設備、昇降機等の相談→建築局 建築指導課 設備担当 Tel:045-671-4538 防火設備の相談→建築局 建築指導課 建築安全担当 Tel:045-671-4539 【JNビル7F:中区相生町3-56-1】